

委員に占める女性の割合が40%未満の審議会等に係る

要因と目標達成に向けた今後の方策（2023.9.30）

(参考)

第5次男女共同参画基本計画※における委員に占める女性の割合の成果目標及び調査結果

項 目	調査結果 [2023年9月30日現在]	(前回)調査結果 [2022年9月30日現在]	成果目標※ (期限)
国の審議会等委員に占める女性の割合	42.1%	43.0%	40%以上、60%以下 (2025年)

※令和2年12月25日閣議決定

府省庁	審議会等名	改選等の有無	委員に占める女性の割合(%)	要因	目標達成に向けた具体的方策
内閣府 (4)	宇宙政策委員会	○	33.3%	宇宙開発利用に関する政策に係る重要事項等を審議するためには、宇宙開発・利用及び関連分野に知見を有する者を委員にすることが必要であるが、これら分野においては女性の学識経験者等が少ないため。	次回の人選に当たっては、関連分野における女性の学識経験者等を一層積極的に任命するよう努める。
	障害者政策委員会	○	36.7%	今回の改選に当たっては、人選の段階から積極的な女性委員の任命を検討し、結果、女性委員を1名増員させたものの、障害者施策を審議する委員会として、委員選定に当たっては障害種別にも配慮しながら障害当事者等に参画いただく等の委員人選上の制約があること等の理由から、40%以上に達しない結果となった。	次期改選で女性委員の数が1名増員すれば政府目標を達成する見込みであることから、次回の改選に当たっては、引き続き、委員に占める女性割合が上昇するよう候補者の選考に努めてまいりたい。
	原子力委員会	○	33.3%	原子力委員会設置法第3条において「委員会は、委員長及び委員二人をもって組織する。」と定められていることから、女性委員1名の場合は、委員に占める女性の割合が33.3%となる。	女性の割合が40%に達しない理由は左記のとおりであり、委員定数の増加には法律改正等が必要となる。 委員の選任に際しては、引き続き、性別のバランスに配慮する。

	地方制度調査会	○	33.3%	地方制度調査会は、学識経験者 18 名と、国会議員 6 名、地方公共団体の議会の議員 3 名、地方公共団体の長 3 名により構成されており、前者については女性委員の割合が 50%（18 名中 9 名）に達しているが、後者が女性 1 名となったため、結果として 40% に達しない結果となっている。	団体推薦の委員については、引き続き、政府方針を伝えつつ、積極的に女性の委員候補者を推薦いただくよう格段の協力を要請する。 衆議院事務局及び参議院事務局に対しては、衆議院議員及び参議院からの審議会等の委員等への指名に際して、引き続き目標達成に向けた協力の要請を行っている。
金融庁 (1)	証券取引等監視委員会	○	33.3%	金融庁設置法第 10 条において「委員会は、委員長及び委員二人をもって組織する。」と定められていることから、女性委員 1 名の場合は、委員に占める女性の割合が 33.3%となる。	女性の割合が 40%に達しない理由は左記のとおりであり、2022 年 12 月の改選時には、委員 3 名のうち、女性委員 1 名を選任した。 委員の選任に際しては、引き続き、性別のバランスに配慮する。
文部科学省 (1)	教科用図書検定調査審議会	○	36.7%	選任する委員の専門分野が細分化されていることに加え、調査審議の一貫性・継続性を確保するために前年度から継続頂く委員も多いため。	退任する委員の後任の選任に当たっては、女性委員を一層積極的に選任する。
法務省 (2)	法制審議会	○	35.0%	法制審議会令において、「委員は、学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する」と規定されているが、女性の法律専門家がそもそも少ないのが現状であるため。	引き続き、性別のバランスに配慮するとともに、団体推薦による委員について、各団体等に対して、団体からの推薦に当たって協力を要請するなどにより女性委員の登用に努める。

	検察官適格 審査会	○	9.1%	<p>検察官適格審査会の委員については、検察庁法及び検察官適格審査会令（昭和23年政令第292号）において、国会議員6名（衆4名・参2名）、最高裁判所判事1名、日本弁護士連合会の会長、日本学士院会員1名及び司法制度に関し学識経験を有する者2名と規定されている。</p> <p>このうち、国会議員の委員については両議院においてそれぞれ選出する、最高裁判所判事及び日本学士院会員の委員についてはそれぞれ最高裁判所判事、日本学士院会員の互選によると規定されている上、当省において選任する学識経験者の委員についても、その選出時において女性の適任者がおらず、40%に満たなかったもの。</p>	成果目標にも留意しつつ、引き続き適正に委員の選任を行う。
厚生 労働省 (3)	循環器病対 策推進協議 会	○	35.0%	<p>令和5年4月に団体推薦委員の交替があり、政府方針への配慮を依頼したが、本協議会委員に相応しい者として男性委員を推薦いただいたため、結果的に女性委員割合40%を満たさなくなった。 (40%→35%)</p>	本協議会の委員20名の任期は令和6年3月で満了し、その後委員の改選を控えていることから、団体推薦に係る委員に関しては、各団体に対して女性委員を推薦していただくよう協力を要請するとともに、学識経験者や患者の委員に関しては、課内で早期に検討を進められるよう努める。

	医薬品等 行政評価・ 監視委員会	○	22.2%	令和4年8月の委員改選の際に行った各関連学会等への推薦の依頼にあたっては、女性の候補者を積極的に挙げるよう依頼しているものの、各関連学会等が個別に推薦者を選定するため、結果的に監視委員会全体の女性の割合を考慮することは極めて困難であった。	当委員会に求められている中立・公正な第三者組織としての役割・機能が果たせるよう、委員会とよく相談しながらその具体的な方法を検討し、そのため十分な時間的余裕をもって、女性委員の割合に関する政府方針等について丁寧に説明を行い、女性委員割合向上につながるよう理解を求めていく。
	中央社会 保険医療 協議会	○	20.0%	本協議会は、委員（公益委員を除く）、は関係団体からの推薦に基づいて任命している。関係団体へは政府方針を伝え、女性委員の推薦について協力を求めているが、医療保険分野に精通する女性役員の選出が難しいため。	今後も政府方針について十分説明しご理解を頂くとともに、次期改選時には女性委員を推進していただくよう協力を求めている。
経済 産業省 (3)	中央鉱山 保安協議会	○	20.0%	中央鉱山保安協議会委員は、鉱山保安法において、学識経験者及び鉱業権者を代表する者、鉱山労働者を代表する者からそれぞれ同数（5名ずつ）を任命すると規定されているが、鉱業権者を代表する者及び鉱山労働者を代表する者に女性が少ないという特殊な状況にあることから、女性委員比率が低くなっている。	中央鉱山保安協議会委員のうち、学識経験者5名中2名が女性委員となっていたが、さらに1名の女性委員を追加して3名を女性委員とした。
	日本産業標 準調査会	○	39.2%	任期满了を迎える委員の後任としてふさわしい女性委員がいなかった。また、再任依頼を辞退し、所属先から男性委員を後任として推薦され、思うように女性委員の獲得に至らなかった。よって女性委員比率が4	令和4年10月に10年満期となった女性委員を令和6年11月に男性委員の後任として再任していただく準備を手配している。再任後の女性委員の割合は40%を超える見込みである。

				0%を下回っている。	
	計量行政審議会	○	27.3%	女性委員3名について一時的に任期切れとなっているものの、審議会開催時までには再任予定であることから、審議会開催時の女性委員の割合は40%を超える見込みである。	女性委員3名について再任手続を行う。

国土交通省 (3)	国土審議会	○	33.3%	職務指定により衆議院及び参議院から指名され任命している委員10名のうち、女性が1名となっているため。 国会議員を除いた有識者等の委員については、20名のうち女性が9名(45.0%)となっている。	今後の改選のタイミングにおいて、女性有識者の積極的な登用を行うとともに、衆議院及び参議院に対し、女性委員の指名について、配慮の申し入れを行うなど、女性比率の向上を図る。 令和4年度においても、後任者の選出依頼を行う際に、衆議院議長及び参議院議長あてに、女性委員の指名について、配慮いただきたい旨の文書を発出した。
	国土開発幹線自動車道建設会議	○	0%	職務指定により衆議院及び参議院から指名され任命している委員10名のうち、女性がいないため。	衆議院及び参議院に対し、女性委員の指名について、配慮の申し入れを行うなど、女性比率の向上を図る。
	国立研究開発法人審議会	○	35.0%	審議内容に関する知識・知見を有する専門家から委員を指名しており、候補者の女性割合が低かったため。 なお、本年6月の改選の際には、女性候補者に積極的に打診を行ったが、結果的に女性1名が交代した。	委員の再任・新任の際に、女性委員を積極的に登用するよう検討する。

環境省 (2)	核燃料安全 専門審査会	○	30.0%	核燃料安全専門審査会の審査委員は、核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議するため、透明性・中立性を確保した上で、核燃料物質や放射性廃棄物等の分野から学識経験のある者を選定することとしているが、こうした条件を満たす者が男女を問わず少ないため。	要因に記載のとおり状況の中、引き続き、女性比率を向上できるよう、適任者の調査等の努力を続けていく。
	原子炉安全 専門審査会	○	37.9%	原子炉安全専門審査会の審査委員は、原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議するため、透明性・中立性を確保した上で、原子炉や放射線等の分野から学識経験のある者を選定することとしているが、こうした条件を満たす者が男女を問わず少ないため。	要因に記載のとおり状況の中、引き続き、女性比率を向上できるよう、適任者の調査等の努力を続けていく。

防衛省 (1)	防衛人事審 議会		25%	<p>防衛人事審議会は、防衛省組織令第51条に掲げる事務を掌るため、防衛人事審議会令の規定に基づき、学識経験のある者で構成された審議会である。</p> <p>同審議会の所掌事務は、専門性を有するとともに、公正かつ均衡を図る観点から、法曹界、学界、報道界、官界、経済界の学識経験者の中から任命している。委員選定にあたっては、当該学識経験者の御理解や御都合にもよることから、結果的に女性委員登用の成果目標に至っていないものである。</p>	<p>委員の改選もしくは補充を実施する際に現委員や各界の関係団体に女性の学識経験者の紹介を特段に依頼する。また、内閣府の女性リーダー人材バンクを活用し、女性の学識経験者に積極的に打診する。</p> <p>前回本格調査時点以降、2023年1月17日付で2名の委員（官界）の改選があったが、後任者推薦の際に努めて女性の推薦を依頼した。</p>
------------	-------------	--	-----	---	---

(注) ○印は改選有(新規含む)